

保護者各位

高松市こども園総務課
高松市こども園運営課
高松市子育て支援課

幼児教育・保育の無償化に伴う高松市施設等利用費請求書等の提出
について（令和2年7月から令和2年9月分）（通知）

秋晴の候 皆様方におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申しあげます。また、平素は本市の教育・保育行政に御協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、令和元年10月1日より実施されました幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村から利用給付認定を受けたお子様が、特定子ども・子育て支援施設等（以下、「施設等」という。）を利用した場合、保護者の方には、本市から施設等利用費を償還払いの方法により、お支払することとなります。

保護者の皆様方におかれましては、次の方法により請求書等を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、書類の提出がない場合は、誠に申し訳ございませんが、施設等利用費の支払ができませんので、御承知おきください。

1 提出先及び提出方法

(1) 御利用中の施設等が、提出書類の取りまとめに御協力いただける場合、御利用中の施設等に、提出書類を3か月分まとめて提出してください。

（今回請求分は令和2年7月～9月利用分）

複数施設等を御利用の場合は、全ての施設分をまとめて提出してください。この場合、高松市施設等利用費請求書（償還払い用）は、1枚にまとめて記入してください。

(2) (1)以外の場合

保護者の方から直接、こども園総務課へ提出してください。

この場合も、複数施設等利用の場合の提出方法は、上記と同じです。

2 提出書類

- (1) 高松市施設等利用費請求書（償還払い用）
- (2) 施設等利用費の請求に係る内訳書A又はB（償還払い用）
- (3) 特定子ども・子育て支援に係る提供証明書兼領収証
- (4) 活動報告書（子育て援助活動支援事業添付書類）

3 利用施設別提出書類組合せ

●預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業を利用した場合… (1)(2)(3)

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合… (1)(2)(4)

※(1)及び(2)は保護者の方が作成する書類です。

※(3)は御利用する施設等が作成する書類となりますので、保護者の方は、当該施設等に作成を依頼してください。

※(4)は提供会員が作成する書類となりますので、保護者の方は、提供会員に作成を依頼してください。

<提出書類の様式について>

提出書類の様式は、利用する施設等、高松市ホームページ又はこども園総務課窓口で入手してください。

高松市ホームページ（もっと高松）

トップページ→くらしの情報→市の取り組み→組織一覧→こども園総務課

4 提出期限

(1) 利用施設等を通じて市へ提出する場合

御利用中の施設等の指定する日まで

(2) 保護者の方から市へ提出する場合

令和2年10月30日（金）午後5時まで

※提出締切りに間に合わなかった場合は、次回の支払となります。

5 今後のスケジュール

請求対象月	令和2年7月から令和2年9月分
市への提出日	令和2年10月30日
保護者の方への支払予定日 (請求分まとめて)	令和2年11月末頃 ※事務処理の関係上、前後する場合がございます。

今後の市への提出日等につきましては、提出月の前月末までに本市ホームページ又は広報により、お知らせいたします。

6 お問い合わせ先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 健康福祉局 こども未来部

①【未移行幼稚園で提供する預かり保育事業を利用した場合】

こども園運営課 入所入園係 電話 087-839-2358

②【①以外の施設等を利用した場合】

こども園総務課 監査給付係 電話 087-839-2359